

本規定は、お客様が、日本オラクル株式会社（以下「オラクル」といいます）との Oracle Cloud at Customer に関する契約（以下「エンドユーザー・クラウド・サービス契約」といいます）に基づき、株式会社アシスト（以下「アシスト」といいます）に対し、Oracle Cloud at Customer（以下「クラウド・サービス」といいます）を注文した場合に適用されるものとしします。

Registration Key : N/A (Registration Key は、アシストによって提供されます。

条件 :

お客様の注文書に記載のクラウド・サービスは、本規定の条件に基づいて、アシストにより提供されます。なお、アシストは当該サービスの実施をオラクルに再委託するものとしします。お客様がお客様所定の発注書にクラウド・サービスを記載した上で署名又は記名捺印し（電子メールなど電磁的方法を含む）アシストに注文することにより、お客様が本規定の条件に同意したことを表明します。お客様所定の発注書上に規定される、あらゆる契約条件は、法的効力を有しません。クラウド・サービスの有効期間は、1) アシスト又はオラクルが別途指定した開始日、又は、2) 本規定に基づきクラウド・サービスにアクセスするためのユーザーログイン名及びパスワードがお客様に発行された日、のいずれかに開始するものとしします。

データ・センター地域 :

お客様とオラクルのエンドユーザー・クラウド・サービス契約にて定義されるお客様のサービス環境は、予め別途指定した場合を除き、お客様所在地に存在するものとしします。

クラウド・サービスの更新 :

お客様が注文されたクラウド・サービスが適用されるサービス仕様書中に自動更新可能であることが記載されており、かつ、お客様がサービス仕様書に従い自動更新のオプトアウトを行っていない場合、当該クラウド・サービスは、お客様による料金の支払い及び本規定の条件に基づき、追加のサービス期間について、サービス期間の終了時に自動更新されます。お客様が注文されたクラウド・サービスが自動更新可能でない場合、一部のクラウド・サービスが自動更新可能と規定されていたとしても、当該注文されたすべてのクラウド・サービスは自動更新されないものとし、この場合、お客様による当該クラウド・サービスに関する更新注文書の提出及び料金の支払いを条件として、注文されたサービス期間と同じ追加のサービス期間について、更新することができます。次のいずれかに該当する場合、クラウド・サービスは更新されない場合があります。(1) アシスト又はオラクルが、クラウド・サービスの商業ユーザー向けへの汎用的な提供を終了したとき、又は (2) お客様が注文されたクラウド・サービスをキャンセルするか、注文した契約数を減らすことを希望するとき。

お客様に対する追加条件 :

1. Oracle Public Cloud Machine Services (OPCM サービス)

お客様は、アシスト及びオラクルがエンドユーザー条件の不履行に起因する、又は関連する責任を一切負わないことにつき同意するものとしします。アシストは、お客様と協力して、クラウド・サービスのプロビジョニングの前にサイト調査をスケジュールし、完了します。サイト調査をスケジュールする上で、お客様が協力しなかった場合、14 営業日以内にサイト調査に従ってハードウェア（お客様が注文する OPCM サービスの一部として、オラクルが提供する OPCM に関連するコンピュータ機器及びリモート・ゲートウェイのことをいいます。）の所在地を提供できなかった場合、追加したエンドユーザー条件に遵守していない場合、又はアシストの管理外のその他の状況に原因がある場合、お客様は、アシストが本規定に基づくクラウド・サービスを中断又は終了することに同意します。サービスが終了した場合、本規定に基づいてクラウド・サービスを受けるお客様の権利は自動的に消滅します。

2. Oracle Public Cloud Machine のその他の権利及び義務

(a) ネットワーク接続 : お客様は、サービス期間中常に、Oracle Cloud Platform and Infrastructure -- Public Cloud Hosting and Delivery Policies に説明されている通り、ネットワーク接続を維持する必要があります。

(b) ハードウェアの適切な取り扱いに関する責任 : ハードウェアがお客様の所在地にある間、お客様は、オラクルの提供するドキュメントに基づき、ハードウェアを適切に取り扱い、正常な状態に保つ義務があることに了承するものとしします。お客様は、ハードウェアを占有又は管理している間は保険に加入し、損失又は損害時の追加被保険者及び受益者としてオラクルを指定するものとしします。アシスト及びオラクルは、Service Description で定義されている通り、ハードウェアの保守を提供します。

お客様は、以下を行ってはならず、以下を引き起こしてはならず又は他社に対して以下を許可してはなりません。(i) アシストの書面（電子メールなど電磁的方法を含む）による同意なしに、ハードウェアに修正、改変、又は追加等を加えること（ハードウェア上のオラクル/Sun シリアル番号タグを変更又は除去することを含みます）、(ii) ハードウェアを酷使し、又は関連するドキュメントに従わずに使用すること、又は (iii) ハードウェアを修理、あるいは改ざんしようと試みること。

本規定で定められているアシストの義務は、以下には適用されません。(i) お客様がオラクルにハードウェアを修理又は

保守を行うことを許可しなかったことに起因するハードウェアの故障（故障を修正しようとする意図のあらゆる次善策、又はハードウェア若しくは組込ソフトウェア・アップデートのオラクルによる組込若しくは実装を含みます）及び（ii）ハードウェアの問題が、OPCM サービスの一環としてアシスト又はオラクルが提供したものの以外の機器やソフトウェアの使用に起因する範囲内にある場合。

3. ハードウェアの引渡し及び設置

(a) 引渡し：アシストは、お客様が購買書類において指定した出荷先住所にてハードウェアを引渡します。購買書類において出荷先住所の記載がされていない場合は、お客様所在地において引渡すものとします。該当する、国特有のハードウェア発送条件は、<http://oracle.com/contracts> においてアクセスできる Order and Delivery Policies で閲覧可能です。

(b) ハードウェアの所有権：ハードウェアの所有権及び権原は全て、オラクルが保有します。

(c) 設置：OPCM サービスの一環として、引渡し場所において、オラクルはハードウェアの設置、及び必要なネットワーク接続の設定を行います。

(d) 設置場所：お客様は、アシストの明示的な承諾を得ない限り、ハードウェアを別の場所に移転することはできません。ハードウェアの移転は、追加料金の対象となります。

4. OPCM サービス満了時の返却

サービス期間終了後、又は注文に基づく OPCM サービスのその他のかかる終了若しくは満了後、30 日までの期間、アシストは、お客様によるデータ収集を目的として、セキュアなプロトコル経由でお客様のコンテンツを利用可能とするか、又は対象サービスをアクセス可能な状態にします。お客様のコンテンツのコピー、又はお客様のコンテンツへのアクセスを取得するために、アシスト又はオラクルからの支援が必要な場合、お客様は OPCM サービスに適用されるクラウド・カスタマ・サポート・ポータル（例、My Oracle Support）でサービス・リクエストを作成する必要があります。この 30 日間の間、OPCM サービス及びハードウェアは、本番用の活動に使用することはできません。この 30 日間の期間の後、及び同じ OPCM ハードウェアを含む OPCM サービスの新規注文がない場合、アシストは、OPCM 上のディスク、フラッシュ・ドライブ及び全てのストレージ・コンテナから全データを削除し、お客様のロケーションからハードウェアを取り外し、除去します。アシストは、この 30 日間の後、お客様のコンテンツ及びお客様のアプリケーションを保持する義務を一切負わないものとします。

5. 第三受益者

オラクルは、本規定において変更不可能な第三受益者です。お客様が本規定のいかなる条項であれ違反した場合、お客様は、オラクルがお客様に対し直接本規定の条件を実施できることに同意します。

その他：

1. 優先規定

本規定における条件と、上記で規定し参照される契約の条件との間に矛盾が生じた場合は、本規定の条件が優先されるものとします。また、本規定の条件は、いかなる書式の発注書の条件に対しても優先し適用されるものとします。

2. 責任の制限

いずれの当事者も、間接損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害又は結果的損害について、あるいは、逸失利益、売上の喪失、データ又はデータの使用機会の喪失について、何ら責任を負わないものとします。本規定又はお客様の注文により生じる、あるいは関連する損害に対するアシストの賠償責任は、契約上の責任によるものであるか、不法行為によるものであるか、又はその他のいかなる法律原因によるものであるかを問わず、本規定に基づいてお客様がアシストに支払った金額を上限とし、また当該損害が保証を満たさない不十分な対象製品又は対象サービスから生じた場合には、アシストの賠償責任は、損害の原因である保証を満たさない不十分な対象製品あるいは対象サービスに対してお客様が支払った金額を上限とします。

以上